

遺族基礎年金に関する「国民年金法施行令等」 改正案の再検討を求める声明

2013年8月成立の「年金機能強化法」には、現在「子のある妻又は子」とされている遺族基礎年金の支給対象を「子のある配偶者又は子」とすることが含まれています。これは、社会の実情に合わせて給付の男女差をなくするものであり、消費税増税を前提としているとはいえ、この点では改善です。

しかし、政府の「国民年金法施行令等の一部を改正する政令案」では、死亡者が第3号被保険者の場合、一律に遺族基礎年金を支給しないこととされています。そのため、夫婦二人の収入で家計を支えている比較的に所得の低い世帯が遺族基礎年から排除される、長年家計を支えてきた2号被保険者が一時的に3号被保険者になった場合に遺族年金が支給されなくなる、などの可能性があります。これは、重大な改悪です。

よって、下記により「国民年金法施行令等の一部を改正する政令案」を白紙に戻して再検討することを求めるものです。

記

1. 第3号被保険者が死亡した場合に、遺族基礎年金を一律に支給しない規定を取りやめること。
2. 厚生年金保険法施行令についても同様に措置すること。

以上

2013年12月18日

全日本年金者組合
中央執行委員長 富田浩康